

島しょ保健所町村連携会議運営要領

(目的)

第1 島しょ地域保健医療圏における保健医療の推進を図るため、島しょ保健所総務課及び各出張所が所管する町村単位に幹事会を開催する。

(名称)

第2 幹事会の名称は別表のとおりとする。

(事務内容)

第3 幹事会は、次の事項について、協議・検討する。

- (1) 地域保健医療推進プランに関して必要とされる事項
- (2) 各町村が抱える保健・医療・福祉に係る問題点、課題及び各種事業に関して必要とされる事項
- (3) 各町村における保健・医療・福祉の連携や健康危機管理の充実に必要とされる事項
- (4) その他必要とされる事項

(構成)

第4 幹事会は、次の者のうちからおおむね20名以内の者をもって構成する。

- (1) 町村保健・医療・福祉所管課長
 - (2) 町村保健・医療・福祉関係者
 - (3) 支庁福祉所管課長
 - (4) 島しょ保健所長及び同保健所職員並びに保健医療局医療政策部職員
 - (5) 島しょ保健所各出張所長及び同副所長
- 2 幹事会には、島しょ地域保健医療協議会会長又は同副会長が出席することができる。
- 3 島しょ保健所長は、協議内容により必要に応じて幹事会に委員以外の者の出席を求めることができる。また、委員の代理出席はこれを認める。

(幹事長)

第5 幹事会には幹事長を置く。

- 2 幹事長は島しょ保健所長とする。
- 3 幹事長は幹事会を総括する。
- 4 幹事長が幹事会を総括できない場合には、島しょ地域保健医療協議会会長、同副会長又は島しょ保健所総務課長が代行する。

(召集)

第6 幹事会は、幹事長が召集する。

(庶務)

第7 幹事会の事務局は、別表に掲げる所管事務局が当該庶務を処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成29年8月21日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年8月7日から施行する。

別表

幹事会の名称	所管事務局
島しょ保健所町村連携会議・総務（企画・調整）幹事会	総務課
島しょ保健所町村連携会議・大島町幹事会	大島出張所
島しょ保健所町村連携会議・利島村幹事会	
島しょ保健所町村連携会議・新島村幹事会	
島しょ保健所町村連携会議・神津島村幹事会	
島しょ保健所町村連携会議・三宅村幹事会	三宅出張所
島しょ保健所町村連携会議・御蔵島村幹事会	
島しょ保健所町村連携会議・八丈町幹事会	八丈出張所
島しょ保健所町村連携会議・青ヶ島村幹事会	
島しょ保健所町村連携会議・小笠原村幹事会	小笠原出張所